

令和4年12月26日

JA ほこた 「ほうれんそう」の残留農薬違反に伴う自主回収について

令和4年12月23日（金）、札幌市衛生研究所から基準値を超える残留農薬が検出された旨の情報提供がありました。このため、当JAでは、12月23日、取引先市場に連絡し自主回収を依頼しました。通常の食生活において当該ほうれんそうを食べても直ちに健康に影響を及ぼすことはありません。

1. 違反事実等

- ・収去年月日 令和4年12月15日（木）
- ・収 去 先 札幌みらい青果株式会社（北海道）
- ・品 名 ほうれんそう
- ・生 産 者 生産者番号8643
- ・出 荷 者 ほこた農業協同組合
- ・検 出 値 パクロブトラゾール 0.94 ppm（基準値：0.01ppm）
- ・検査 機関 札幌市衛生研究所
- ・違反 条項 食品衛生法第11条第2項

2. 当該「ほうれんそう」の出荷状況

- ・出荷年月日 令和4年12月4日（日）、11日（日）
- ・出 荷 先 ※調査中
- ・自主回収対象 178箱（1箱あたり200g×25袋入り）
※12月4日：83箱、12月11日：95箱

3. 参考

・残留農薬の基準は、様々な実験結果に基づき高い安全性を見込んで設定されています。パクロブトラゾールの1日許容摂取量（ADI：食品に用いられたある特定の物質について、生涯にわたり毎日摂取し続けても影響が出ないと考えられる一日あたりの量を体重1kgあたりで示した値をいう。単位はmg/kg体重/日。なお、動物実験によって悪影響が見られなかった最大の量を安全係数で割って求める。安全係数としては、100倍を用いている。）は体重60kgの人の場合、今回、当該農薬が0.94ppm（1kgあたり0.94mg）の当該農薬が検出されているので、体重60kgの人が1.28kg以上、毎日一生涯食べ続けた場合に該当します。このことから、通常の食生活において当該「ほうれんそう」を摂食したとしても、健康に影響を及ぼすことは考えられません。

○お問い合わせ先 JA ほこた営農情報センター 担当：北山課長
電話0291-36-2515